

高取町要介護認定調査員設置要綱

(趣旨)

第1条 介護保険の要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)に係る調査(以下「認定調査」という。)を実施するため、高取町要介護認定調査員(以下「認定調査員」という。)を設置する。

(任命)

第2条 認定調査員は、認定調査の業務に適すると認められる者の中から町長が任命する。

- 2 認定調査員の任期は、任命日から当該年度の末日までとする。
- 3 認定調査員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(履歴書等の提出)

第3条 認定調査員は、履歴書及び誓約書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(兼業の禁止)

第4条 認定調査員は、介護保険事業者の業務を行ってはならない。

(職務)

第5条 認定調査員は、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 認定調査及び連絡に関すること。
- (2) その他認定調査に関し必要な事項に関すること。
- 2 認定調査員は、町長が指示する日に登庁しなければならない。
- 3 認定調査員は、認定調査の結果を調査業務報告書(様式第2号)に整理記載し、速やかに町長に提出しなければならない。
- 4 認定調査員は、町長が指定する研修を受講しなければならない。

(遵守事項)

第6条 認定調査員は、認定調査を行うに当たっては常に誠実かつ・公平に職務を遂行し、認定調査の対象者やその家族に不愉快な思いを抱かせないように努めなければならない。

- 2 認定調査員は、職務上知り得た個人情報又は秘密を漏らし、又は自己又は第三者の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 3 認定調査員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令・例規を遵守し、町長の指示に従わなければならない。

(調査員証)

第7条 認定調査員には、高取町介護認定調査員証(様式第3号。以下「調査員証」という。)を交付する。

- 2 認定調査員は、職務従事中は調査員証を常に携帯し、認定調査を行うに当たっては必ず調査対象者及びその関係者に提示しなければならない。
- 3 認定調査員は、退職し、又は解職されたときは、直ちに調査員証を返還しなければならない。

(報償)

第8条 認定調査員には、1件につき4,000円を支給する。

- 2 報償の支給は、毎月1日から末日までの分を翌月15日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後の最も近い休日でない日に支給する。

(調査に係る経費)

第9条 認定調査に係る移動の手段は、認定調査員が自らの責任において確保するものとし、移動に要する経費は、認定調査員の負担とする。

- 2 調査事務に係る事務消耗品は、町長が支給するものとする。

(公務災害補償)

第10条 認定調査員は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務上の負傷、若しくは疾病により死亡した場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受けるものとする。

(賠償責任)

第11条 認定調査員は、関係書類及び関係物品等を故意又は過失により亡失し、又は損傷したときは直ちに町長に報告するとともに、その損害を補償しなければならない。

(退職等)

第12条 認定調査員は、退職しようとするときは1月以上前に町長に申し出てその承認を受けなければならない。

- 2 認定調査員は、傷病その他の事情により職務を行うことができないときは、

速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(解職)

第13条 町長は、認定調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定調査員を解職することができる。

- (1) 故意又は過失により町に損害を与えたとき。
- (2) 心身の故障により職務遂行に支障があると認めるとき。
- (3) 職務を怠り、又は町長の指示に従わないとき。
- (4) 認定調査員として不信行為があったとき、又は町の信用を失墜するよ
うな行為があったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。